

川西市介護予防・健康ポイント事業構築・運用業務に係るプロポーザル評価委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年4月15日

川西市長 越田謙治郎

(設置及び目的)

第1条 川西市介護予防・健康ポイント事業構築・運用業務を実施する事業者（以下「事業者」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、透明性及び公平性を確保するため、川西市介護予防・健康ポイント事業構築・運用業務に係るプロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において、プロポーザル方式とは、事業者を決定する場合において、一定の条件を満たす者を公募又は指名により選定し、当該業務に係る実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、提案書の審査及び評価を行い、業務の履行に最も適した事業者を決定する方法をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 提案書を審査及び評価するための評価基準及び評価方法に関すること。
- (2) 提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロポーザル方式による選定の実施に関し必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は福祉部副部長（介護保険・障害福祉担当）を、副委員長は健康医療部副部長をもって充てる。
- 3 委員は、福祉部介護保険課長（地域包括ケア推進担当）及び健康医療部保健・医療政策課長をもって充てる。

4 前項に定める委員のほか、市長が必要と認めるときは、市長が指名する者をもって委員に充てることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査方法)

第6条 委員会は、提案書及びプレゼンテーションの審査及び評価の結果により順位を決定した後、上位の事業者の委託業務スケジュール、契約金額その他必要となる要件の確認を行った上で、事業者を決定するものとする。

(実施手順)

第7条 前条の規定による審査は、委託業務の目的及び趣旨を達成しうる内容であるかについて行うとともに、事業者の提案内容について、別に定める評価基準に基づき、提案金額、効果、効率性等の観点から審査及び評価を行う。

2 前項の審査及び評価の結果、委託業務の目的及び趣旨を達成していないと判断した場合は、その理由を付すものとする。

3 委員会は、第1項の審査及び評価を行うに当たっては、原則として相対評価により採点するものとする。

4 委員会は、前3項の規定による審査及び評価の結果を事務局に提出し、事務局で集約を行った後、点数の高いものから順位を決定するものとする。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(設置期間)

第9条 委員会の設置期間は、この訓令の施行の日から市と事業者が契約を締結する日までとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、福祉部介護保険課に置く。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(失効規定)

2 この訓令は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。